

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（概要）

<背景・趣旨>

- 原子力委員会は、昭和31年に設立して以降、時代に応じてその役割が見直されてきたが、東京電力福島第一原子力発電所事故等による原子力をめぐる環境変化等を踏まえ、その役割について抜本的な見直しを実施。
- 原子力の平和利用、放射性廃棄物の処理・処分等の原子力利用に関する政策の重要事項に重点化することとし、形骸化している事務等を廃止・縮小。

<改正内容>

- 原子力委員会の所掌事務を見直すほか、委員の定数の削減等の措置を講ずる。

所掌事務の変更(第2条関係)

- 1 原子力利用に関する政策
- 2 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整
- 3 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画 → 削除
- 4 核燃料物質及び原子炉に関する規制 → 削除^{※1}
- 5 原子力利用に関する試験及び研究の助成 → 削除
- 6 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練 → 削除
- 7 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査 → 一部削除
- 8 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項 → 変更

変更

- 1 原子力利用に関する政策
- 2 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整
- 3 原子力利用に関する資料の収集及び調査
- 4 前3号に掲げるもののほか、法律に基づき委員会に属させられた事務^{※2}その他原子力利用に関する重要事項

※1 原子炉等規制法に基づく意見聴取の内容については、原子力委員会の役割が大幅に縮小していることから、4号の規定は削除する。一方で、平和利用に関する意見聴取については、今後も一定の役割が期待されていることから、改正後の4号に基づく事務として存続。

※2 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」及び「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」に基づく原子力委員会への意見聴取規定に対応した事務。

委員数の削減(第3条関係)

- ① 委員長及び委員の人数: **5人→3人** (第3条第1項)
- ② 委員のうち、非常勤とすることができる人数: **2人→1人** (第3条第2項)

その他(第8条及び附則関係)

- ① 会議の定足数: 3人以上(委員長及び委員2人以上) → 2人以上(委員長及び委員1人以上) (第8条第2項)
- ② 議決の方法: 出席者の過半数(可否同数のときは委員長が決する) → 出席者のうち2人以上の賛成(可否同数の規定なし) (第8条第3項)
- ③ 施行期日: 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日 (附則第1項)
- ④ 任期: 改正前の設置法に基づき任命された委員長及び全ての委員は、施行日の前日に任期満了とし(附則第2項)、新たに委員長及び委員を任命。施行後最初に任命される委員の1人は1年半、1人は3年(附則第3項)